

事務連絡  
平成25年10月31日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の一部訂正について

平成25年9月30日付保医発0930第4号について、別紙のとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。



**別紙**

訂正箇所

**別添 1**

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(平成24年3月5日保医発0305第5号) の一部改正について

5 別添1の第2章第10部第1節第10款K768に次のように加える。

- (3) 体外衝撃波腎石破碎術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。
- (4) 体外衝撃波腎石破碎によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (5) 体外衝撃波腎石破碎術の施設基準は、区分番号「K768」体外衝撃波腎・尿管結石破碎術の施設基準に準じて、本通知別添様式2により提出すること。

(参考)  
「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 25 年 9 月 30 日保医発 0930 第 4 号)  
の一部訂正について

		(傍線の部分は訂正部分)	
訂 正 後		現 行	
		別添 1	別添 1
		<p>「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号) の一部改正について</p> <p>5 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 10 款 K 7 6 8 に次のように加える。</p> <p>(3) 体外衝撃波腎石破碎術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(4) 体外衝撃波腎石破碎によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。</p> <p>(5) 体外衝撃波腎石破碎術の施設基準は、区分番号「K 7 6 8」 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術の施設基準に準じて、本通知別添様式 2 により提出すること。 <u>(削除)</u></p>	<p>「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号) の一部改正について</p> <p>5 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 10 款 K 7 6 8 に次のように加える。</p> <p>(3) 体外衝撃波腎石破碎術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(4) 体外衝撃波腎石破碎によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。</p> <p>(5) 体外衝撃波腎石破碎術の施設基準は、区分番号「K 7 6 8」 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術の施設基準に準じて、本通知別添様式 2 により提出すること。</p> <p>(6) 体外衝撃波腎石破碎術に当たつて、消耗性電極を使用した場合は、区分番号「K 9 3 8」<u>体外衝撃波消耗性電極加算を算定する</u>ことができる。</p>